

市長メッセージ No.22

県の新型コロナウイルス緊急対策発動 ～不要不急の外出自粛と飲食店等の営業時間自粛を要請～

市民の皆さま、事業者の皆さま、とりわけ医療の最前線で献身的に従事されている医療・保健関係者の皆さまには、新型コロナウイルス対策にご尽力をいただき心から感謝申し上げます。

福島県においては、年末から続く加速度的な感染拡大の結果、県全体の医療提供体制が危機的な局面を迎えていることから、ステージ3(感染者の急増)相当にあるとの認識のもと、昨日、1月13日から2月7日までを期間とする福島県新型コロナウイルス緊急対策を発表しました。特別措置法に基づき、感染防止対策徹底のため、二つの協力要請、すなわち、①県民への不要不急の外出自粛要請、②飲食店等に対する営業時間自粛の要請、が行われたところです。

福島県にとって、今が正に感染拡大を抑え込む正念場、瀬戸際であり、この危機的な局面を乗り切るためには、福島市も県と協調して取り組んでいかなければなりません。

本市においては、11日の新型コロナ緊急警報終了後も、厳重な警戒体制を継続することとし、市長メッセージ21により、市民の皆さまへのお願いや施設利用の見直し等をお伝えしたばかりですが、県の緊急対策に伴い、改めて、本市からも、市民の皆さま、事業者の皆さまにご協力を要請いたします。

営業時間自粛の対象となる飲食店等にご協力をお願いするとともに、市民の皆さまには、県の要請内容を「市民の皆さまに特にお願いしたいこと」に盛り込みましたので、この内容に十分留意し、気を緩めず常に高い意識をもって、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

「ウイズコロナ」の状況の中、今後も感染者が発生することは避けられません。感染症の患者さんやご家族、医療関係者等への誹謗・中傷、偏見・差別は決して行わず、温かい励ましの気持ちで接していただきますよう、強くお願いいたします。

令和3年1月13日
福島市長 木幡 浩

【市民の皆様へ特にお願いしたいこと】

- ① 県内における不要不急の外出の自粛をお願いします。特に夜間(午後8時以降)の外出自粛を徹底してください。(福島県協力要請)
- ② 普段一緒にいない人との飲食などは避け、小人数、短時間でお願いします
- ③ マスクなしでの会話は止めてください
- ④ つい気が緩む場に注意してください(昼食時、休憩室、更衣室、喫煙室など)
- ⑤ 家庭内や身近な人との間でも、基本的な感染防止対策をお願いします
- ⑥ 緊急事態宣言の対象地域など感染拡大地域との不要不急の往來を自粛してください。(福島県協力要請)
- ⑦ ⑥の地域からの来訪者と接触する場合も、感染防止に細心の注意を払ってください

1. 福島県新型コロナウイルス緊急対策

(1) 福島県からの協力要請(特措法第24条第9項に基づく協力要請)

① 県民へのお願い

令和3年1月13日(水)から2月7日(日)まで

- ・緊急事態宣言が発出された地域を始めとする感染拡大地域との不要不急の往来を自粛すること。
- ・不要不急の外出を自粛すること。
特に夜間(午後8時以降)の外出自粛を徹底すること。

② 事業者への要請

- ・対象地域 県内全域
- ・要請内容 午後8時から午前5時までの時間帯の営業自粛
(酒類の提供は午後7時まで)
- ・対象施設 食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けた以下の施設
 - ・接待を伴う飲食店
 - ・酒類の提供を行う飲食店(カラオケ店を含む)
- ・対象期間 令和3年1月15日(金)から2月7日(日)
※1月13日または14日から協力した場合は、協力金に算定

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について

- ① 交付対象店舗 営業時間短縮の協力要請に応じた店舗
- ② 交付額 1日あたり4万円(1/15~2/7 24日間の場合96万円)
- ③ 相談窓口 福島県時短要請コールセンター(平日午前9時~午後5時)
電話024-521-8622

(3) 県民割申込の取扱い

県民割の新規利用申し込みを一時停止(停止期間は2月7日まで)

(4) 学校における対応

- ① 感染リスクの高い学習活動(部活動での実施を含む)の停止
- ② 宿泊を伴う学校行事等の停止
- ③ 他校との合同練習会や練習試合の停止
- ④ 大学入試等やむを得ない事情による緊急事態宣言対象地域との往来後、2週間の健康観察など

2. 市有施設の利用制限等

今後も感染防止対策を徹底するとともに、貸室・貸館等の利用については、当面、定員の概ね半数程度を上限とするなど、施設の利用状況に応じ、適宜人数制限等を行います。

3. イベント等の取扱い

当面、イベント等の内容や市内外の感染状況等を踏まえ、慎重に対応することとし、オンライン開催等を活用するとともに、イベント等を開催する場合は、下記の感染防止対策を講じることとします。

【イベント開催時の必要な感染防止対策】

- ①マスク常時着用の担保
- ②大声を出さないことの担保
- ③手洗、消毒、換気
- ④密集の回避(入退場や休憩時間における三密の回避)
- ⑤身体的距離の確保
- ⑥飲食の制限
- ⑦参加者の制限(会場定員の概ね半数程度、有症状者の入場防止)
- ⑧参加者の把握(感染リスクの拡散防止として、接触確認アプリの利用等)
- ⑨演者の行動管理(有症状者は公演・練習に参加しない)
- ⑩イベント前後の行動管理(交通機関・飲食店等の分散利用)

4. 学校における感染拡大防止対策の徹底について

県教育委員会より、「新しい生活用様式」を踏まえた学校の行動基準における対応を、感染リスクが高い学習活動の停止などを含む“レベル2”に引き上げる旨の通知がありました。

本市を含む県北地域においては昨年末より“レベル2”の対応を行っていることから、下記の対応を継続するものとします。

- ①感染リスクが高い学習活動の停止
- ②部活動においては、対外試合及び合同練習は停止、感染防止策を徹底した上で実施
- ③宿泊を伴う学校行事の停止、高校入試等で緊急事態制限対象区域との往来後2週間の健康観察等の徹底など